

令和8年度 中央審査会受審にあたって

令和7年11月27日現在

1. 段位審査 (1) 六段以下の段位は、行射の審査及び提示課題のレポートの総合成績により可否を決定する。
(2) 七段・八段の段位は、行射の審査及び論文の総合成績により可否を決定する。
 - ①行射 行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - ②論文 行射審査の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度考察力を示す論文を査定する。
2. 錬士査定 行射、面接及び学科(レポート)の総合成績により可否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 面接：行射の第一次審査の通過者について人柄、支部・地連における活動について評価する。
 - (3) 学科(レポート)：弓道の理解度を査定する。
3. 教士査定 行射、指導力の査定(面接)及び論文の総合成績により可否を決定する。
 - (1) 行射：行射の熟練度を査定する。第一次審査の通過者について、第二次審査を行う。
 - (2) 指導力の査定：行射の第一次審査の通過者について、人柄、支部・地連における活動について評価する。
 - (3) 論文：行射及び面接の結果に基づいて選定した候補者に対し、弓道の理解度・考察力を示す指定問題の論文を査定する。
4. 審査料

初段	2,050円(登録料	3,100円)	六段	7,200円(登録料	30,900円)	
(登録料)	弐段	3,100円(登録料	4,100円)	七段	8,200円(登録料	51,000円)
	参段	4,100円(登録料	5,100円)	八段	10,300円(登録料	72,000円)
	四段	5,100円(登録料	6,200円)	錬士	6,200円(登録料	41,000円)
	五段	6,200円(登録料	10,300円)	教士	9,300円(登録料	62,000円)
5. 申込手続 (1) 方法：受審者は、審査申込書に該当事項を記載し、課題のレポートと審査料を添えて、地連会長に提出すること。地連会長は、申込書の記載内容を確認し、レポートと審査料を添えて審査申込書を下記宛に申し込むこと。
(2) 立射申請：立射で受審する際は、申込書右下の受審者連絡欄に立射で受審したい旨を朱書きし、地連会長の承認を得ること。申込後から審査当日の間に、諸事情により立射の申請をする場合は、地連会長の承認を得るとともに、当日受付でその旨を申告すること。なお、地連会長の承認を得ていれば、医療機関等の診断書または身体障害者手帳の写しなどの貼付は不要。
(3) レポート：回答は原則として日本語または英語とする。受審者が自筆(筆記具は問わない)のこと。英語での回答を希望する場合は、申込書右下の受審者連絡欄に「学科英語」と朱書で記載のこと。
(4) 第一次審査通過者の取り扱いについて
次に該当する場合は、審査申込書右下の受審者連絡欄へ第一次審査日を朱書きで記載のこと。
 - ・第一次審査を通過し、当該審査で候補者にならなかった場合、八段と七段は次の条件に基づいて、定期中央審査会にて第一次審査を経ず、第二次審査を受審することが出来る。
八段は、以後1年間の定期中央審査会(通過した翌年の同定期中央審査会まで)
七段は、以後1年以内に受審を希望する通過後最初の定期中央審査会
※七段は上記定期中央審査会までに複数回通過した場合でも、第一次審査の免除については、上記定期中央審査会における1回限りとする。
 - ・上記対象者で既に次の審査を申込済みの場合は、所属地連を通じて免除申請を行うこと。
 - ・教士、錬士は第一次審査通過後、当該審査で候補者もしくは合格者とならなかった場合、第一次審査通過者を対象とした特別臨時審査会を受審することができる。

(5) 申込先：〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
公益財団法人全日本弓道連盟 ○○中央審査会係 宛
TEL：03-6447-2980

(6) 本連盟受付以後、個人的理由による欠席の場合、審査料の返金を行わない。

6. 注意事項
- (1) 申込手続の際には所属地連の締切日に十分注意すること。
会員から本連盟に直接申し込みをすることはできない。必ず地連が取り纏めて行うこと。
 - (2) 申込書は氏名欄を除き、パソコン入力、複写使用を可とする。氏名欄は自筆により明確に記載すること。
 - (3) 申込書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることもある。
 - (4) 審査会における服装は、教士・錬士及び五段以上については和服とする。その他については、原則として弓道衣とする。
 - (5) 開会式・特別演武は行わない。
 - (6) 錬士・教士・七段は休憩毎に第一次通過者を発表する。
 - (7) 審査会において受付時間に遅刻、又は呼出しに応じなかった者は棄権と見なす。
棄権した者には審査料の返還はしない。
 - (8) 受審者を対象に主催者で傷害保険に一括加入するが、受審者各位においてもスポーツ安全保険に加入することが望ましい。
 - (9) 受審者は健康保険証を持参のこと。
 - (10) 申込み締切後、進行表を地連に通知し立順番号毎の入館指定時間を、本連盟のホームページに掲載する。指定時間前に入館はできない。
 - (11) 審査欠席の事前連絡は不要。審査会当日、指定時間に受付を行わない場合、欠席とする。
特に、審査会場への電話連絡は行わないこと。
なお、審査当日に公共交通機関の乱れなどやむを得ない事情で受付時間に遅れた場合は、受付でその旨を申告すること。審査委員長の判断により受審を認める。
 - (12) 冬期間（11月～3月）寒い時期の弓道場では『和服（襦袢）下に筒袖（色は不問）または稽古着等の着用』を推奨している。

7. 映像の取り扱いについて

個人が撮影した画像・動画などのインターネット配信等については、撮影者において、被写体となる方の同意を得るなどして、肖像権侵害等の問題を生じないように、十分に配慮すること。
権利侵害の可能性や疑問が残る場合には、他者の権利を尊重して、撮影・配信等を中止すること。

8. その他 審査申込書に記載される個人情報の利用目的について

審査申込書の提出により、以下の関係資料について下記取り扱いの旨、承諾を得たものとする。

ただし、下記（2）の月刊『弓道』・ホームページへの掲載に関しては、本人より不同意の申し出があった場合は、公開を停止する。

- (1) 関係資料への記載（氏名、所属地連、年齢、既得の称号及び授与年月、既得の段位及び認許年月、その他特記事項）
- (2) 審査結果報告として、地連会長宛文書及び月刊『弓道』・ホームページへの掲載（氏名、所属地連、既得の称号又は段位）

以上